

「スタートアップ創出促進保証制度」が始まりました。

岸本卓也
Takuya KishimotoPROFILEはこちら 

第1 はじめに

一般に、起業関心層が起業をためらう大きな理由の1つとしては、失敗したときのリスクが大きいという点が挙げられます。2022年6月に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」¹によると、起業関心層がそうしたリスクとして考えているものの多くは資金面に関するものであり、具体的には、「借金や個人保証を抱えること」が大きな割合を占めるとされています。

上記のような起業関心層の懸念等を踏まえ、経済産業省は、2022年12月23日、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を加速させるために「経営者保証改革プログラム」²を策定しました。「経営者保証改革プログラム」では、①スタートアップ・創業、②民間金融機関による融資、③信用保証付融資、④中小企業のガバナンスの4分野に関する施策が策定されていますが、①スタートアップ・創業の分野に関しては、創業機運の醸成ひいては起業・創業の促進につながるような施策を策定しており、そのうちの目玉となる施策が、本稿で紹介する2023年3月15日から開始された「スタートアップ創出促進保証制度」です。

第2 「スタートアップ創出促進保証制度」の概要

「スタートアップ創出促進保証制度」は、端的に言えば、「創業時」に利用可能な「経営者保証なし」の新しい信用保証制度のことです。以下、本制度について詳細に見ていきます。

1 対象者

上記のとおり、「スタートアップ創出促進保証制度」は「創業時」に利用可能な保証制度ですが、本制度の大きな特徴は、ここでいう「創業時」は、創業予定者のみならず、創業後5年未満の法人をも意味するということです。以下が本制度の具体的な対象者です。

<創業予定者>

- ・事業を営んでいない個人で、原則として2か月以内に法人を設立し事業を開始する具体的な計画がある者
- ・分社化により別法人を設立して事業を開始する予定の法人

<創業後5年未満の法人>

- ・事業を営んでいない個人が設立した法人で、設立から5年未満であるもの
- ・分社化により別法人として新たに設立した法人で、設立から5年未満であるもの
- ・事業を営んでいない個人が開始した事業を法人化し、個人創業時から5年未満であるもの

2 内容

本制度の利用者は、金融機関からの運転資金・設備資金の借入れにつき、以下の条件のもと、経営者保証なしで各信用保証協会から保証を受けることができます。

1: https://www.cas.go.jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/ap2022.pdf

2: <https://www.meti.go.jp/press/2022/12/20221223006/20221223006-1.pdf>

保証限度額	3500 万円
保証期間	10 年以内
据置期間	原則 1 年以内（一定の条件 ³ を満たす場合には 3 年以内）
金利	各金融機関所定
保証料率	各信用保証協会所定の創業関連保証の保証料率に 0.2%を上乗せした保証料率 ※東京信用保証協会の場合は 0.55～0.80% ⁴ 、大阪信用保証協会の場合は 1.2% ⁵ とされています。

3 本制度の利用に当たって留意すべき事項

創業時において代表者の保証が不要となる借入れは一般的に少ないため、本制度は、スタートアップを含む起業家・創業者の育成を促す重要な制度といえますが、その利用に当たっては、以下の2点に留意が必要です。

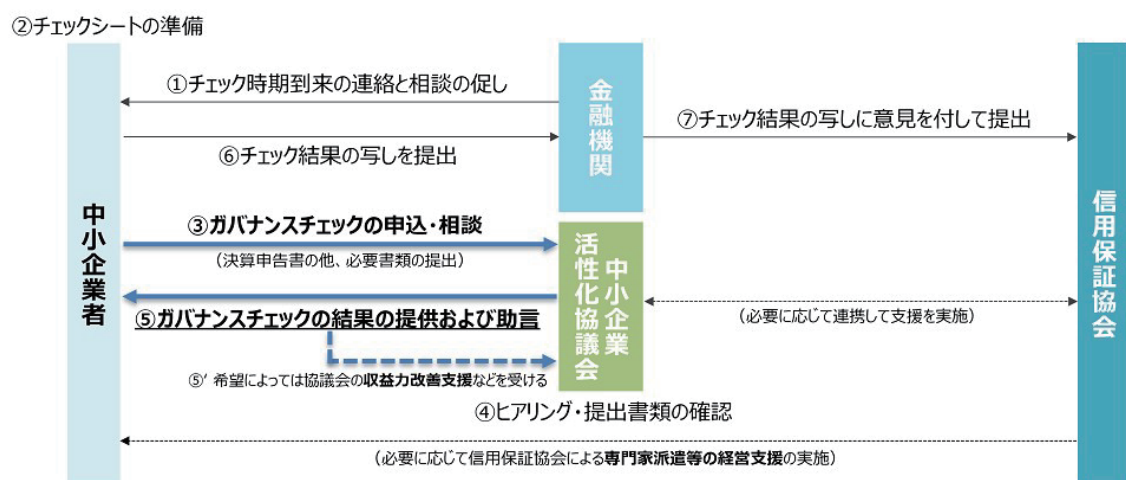
(1) 一定額の自己資金が必要となる場合があること

本制度の申込受付時点で税務申告1期末終了の場合には、創業資金総額の1/10以上の自己資金が必要となります。つまり、自己資金ゼロで本制度を利用することはできないということです。

(2) 一定の時期にガバナンス体制の整備に関する確認を受ける必要があること

本制度の利用者は、原則として、会社を設立して3年目及び5年目のタイミングで、中小企業活性化協議会による「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」に基づいた確認及び助言を受ける必要があります。チェック項目の詳細は、公表されている当該チェックシート⁶をご覧くださいと思いますが、「経営の透明性」「法人個人の分離」「財務基盤の強化」という3つの観点から、ガバナンス体制のチェックを受けることになります。

具体的なチェックの流れとしては、以下が想定されています。



(出典：中小企業庁 HP) <https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2023/230220startup.html>

3: 申込金融機関において、本保証と同時にプロパー借入を実行する場合又は保証申込時において申込金融機関にプロパー借入残高がある場合を指します。

4: https://www.cgc-tokyo.or.jp/info/juyou/startup_0315.files/startup_soshutsuhosho_leaf0315.pdf

5: https://www.cgc-osaka.jp/files/news/files/20230220_sss-leaflet.pdf

6: <https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2023/230220startup.html>

第3 今後について

本制度は2023年3月15日に開始されたばかりであるため、その効果のほどはまだ不明ですが、スタートアップ支援の一翼を担う重要な制度であることは間違いありません。

日本政府は、2022年11月に策定した「スタートアップ育成5か年計画」⁷の中で、スタートアップが社会的課題を成長のエンジンに転換し持続可能な経済社会を実現する、まさに新しい資本主義の考え方を体現するものであるとして、スタートアップに対して惜しみない支援を行うことを表明しています。そうすると、今後も、本制度と同様、起業・創業の促進につながる新たな施策が続々と策定されることが予想されますので、動向を注視していくことが重要といえます。

7: https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/index.html

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】